



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第100号)

配信日 平成27年9月6日

長崎市で約2200万円の被害も発生！ 個人情報の削除を持ち掛けられたら注意！

〈事例〉

長崎市消費生活センターのオオタと名乗る男から「あなたの名前が3社に登録されている。消さないと大変なことになる」と電話があった。後日、総合商社顧問弁護士を名乗る男から電話で「登録を削除するにはお金が必要。通帳やキャッシュカードを預けて」と言われた。その後、自宅に総合商社長崎支店と名乗り2人の男がやってきたので、現金800万円と通帳、キャッシュカードを渡した。

さらに、鑑識課委員会と名乗る男から電話で「総合商社に違反者がいて、あなたも逮捕されるかもしれない。保釈金が必要だ」と言われ、自宅に来た男に渡していた通帳の口座に6回にわたり計1465万円を振り込んだ。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- 消費者センターやその他の公的機関が、個人情報を削除するという電話をかけることはありません。事例のような電話を受けた時は、すぐに電話を切り、警察に通報してください。なお、相談されていない方に消費者センターから電話をかけることはありません。
- 市役所などの公的機関を名乗る不審電話が後を絶ちません。公的機関や類似した名称を名乗る電話で不審に感じた時は、「こちらからかけ直す」と言って電話を切り、相手から教えられた番号には連絡せず、市役所等に確認してください。
- お金の要求を受けた時は、相手から「逮捕されるから誰にも言ってはいけない」などと脅されても、支払ってしまう前に必ず周囲の人に相談しましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)